

「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿児島県木造住宅推進協議会（以下「木推協」という。）は、県産材の需要喚起と併せて地域経済の回復を図るため、「かごしま木の家」を建築する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）を準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「かごしま材」とは、県内の森林から伐採された素材（原木）を県内の製材工場等で加工されたことが証明された製品をいう。
- (2) 「認証かごしま材」とは、かごしま材のうち、県内のかごしま材認証工場で用途毎に品質・寸法・乾燥等が日本農林規格（JAS）を満足するように加工された製品をいう。
- (3) 「かごしま緑の工務店」とは、かごしま材を積極的に使って家づくりに取り組む大工、工務店（住宅建設会社を含む。）で別に定める「かごしま緑の工務店登録要領」に基づき登録された者をいう。
- (4) 「かごしま木の家」とは、次に掲げる要件を全て満たしている木造住宅をいう。
 - ア かごしま緑の工務店が県内に住居用として建築する木造の新築住宅
 - イ かごしま材の使用量が10 m³以上の住宅

(補助事業者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、「かごしま木の家」緊急支援事業実施要領（以下「要領」という。）第3に定める事業実施計画の承認を受けた「かごしま緑の工務店」とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の申請をすることができない。

- (1) 県税を滞納している者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
- (4) 暴力団関係者（鹿児島県暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）

(補助対象住宅)

第4条 補助事業の対象となる住宅は、「かごしま木の家」とし、令和4年2月4日までに工事が完成するものとする。

(補助金額)

第5条 木推協が交付する補助金の額は、「かごしま木の家」におけるかごしま材及び認証かごしま材の使用量（小数点以下を切り捨てて得た値とする。）に応じて別表に定める補助金額とする。

2 要領第3に定める事業実施計画の承認後のかごしま材及び認証かごしま材の増加に伴う補助金の変更は認めないものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第2号様式）
- (2) 木材使用実績計算書（別記第3号様式）
- (3) 合法木材認定事業者が発行する県産材出荷証明書の写し（原木）
- (4) 合法木材認定事業者が発行するかごしま材出荷証明書の写し（製材品）
- (5) 県内のかごしま材認証工場が発行する認証かごしま材出荷証明書の写し（製材品）
- (6) 棟上時及び完成時の現地写真（別記第4号様式）
- (7) 建築基準法第6条（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し又は、登記簿謄本の原本

3 規則第13条の補助事業等実績報告書は、申請書をもって代えるものとする。

4 申請書の提出期限は、補助事業が完了したときから10日以内又は令和4年2月10日までのいずれか早い日とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに木推協に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第8条 木推協は、申請書を受理した場合は、当該申請の内容及び額について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び交付額の確定を行うものとし、補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

2 木推協は、前項において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて補助金の交付の決定及び交付額の確定をすることがある。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、前条の規定により補助金の交付の決定及び交付額の確定が行われる前までとする。

(補助金の交付)

第10条 この補助金は、精算払により交付するものとする。

2 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第6号様式によるものとする。

(補助金の取消し及び返納)

第11条 木推協は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに補助金が交付されている場合は、期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令又はこの要綱に基づく木推協の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき、又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業や提出書類等に虚偽その他不正の行為があったとき。
- (4) 第3条第2項各号に該当することが明らかになったとき。

2 木推協は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により補助事業者に速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 木推協は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金の交付を行っているときは、補助金を返還させることができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（材振第284号）

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

（鹿児島県承認日）

附 則（材振第377号）

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。

(鹿児島県承認日)

(別表) 補助金額

補助金額			
かごしま材及び認証かごしま材の使用量（使用量は、小数点以下を切り捨てて得た値とする。）に応じて、下表に定める額とする。			
ただし、1戸あたりの上限額は、かごしま材を使用した場合は300千円、認証かごしま材を使用した場合は380千円とする。			
(補助金の基本額：10 m ³ 使用)		(補助金の加算額：10 m ³ を超え20 m ³ 以下の部分)	
区 分	基 本 額	区 分	加 算 額
かごしま材	200千円	かごしま材	10千円/m ³
認証かごしま材	240千円	認証かごしま材	14千円/m ³

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒 _____

会社名

代表者名

(電話番号)

印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業補助金等交付申請書

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業について、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 関係書類

- (1) 事業実績書
- (2) 木材使用実績計算書
- (3) 合法木材認定事業者が発行する県産材出荷証明書の写し（原木）
- (4) 合法木材認定事業者が発行するかごしま材出荷証明書の写し（製材品）
- (5) 県内のかごしま材認証工場が発行する認証かごしま材出荷証明書（製材品）
- (6) 棟上時及び完成時の現地写真
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の規定による検査済証の写し又は、登記簿謄本の原本

第2号様式（第6条関係）

「かごしま木の家」緊急支援事業 事業実績書

申請者 (緑の工務店)	会社名			
	代表者名			
	住所	〒 -		
	担当者名		電話	
	メール		FAX	
	かごしま緑の工務店登録番号：			
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 注文住宅		<input type="checkbox"/> 建売住宅	
建築主・買主	氏名		電話	
木材納入業者	会社名			
	代表者名		電話	
実施場所	〒 -			
事業期間	着工日		～	完了日
規模	延べ床面積 m^2 ※小数点第2位以下切り捨て			
かごしま木の家 基準確認	<input type="checkbox"/> 緑の工務店が県内に住居用として建築する木造の新築住宅			
	<input type="checkbox"/> かごしま材の使用料が $10m^3$ 以上の住宅			
木材使用量	全体 (A)	かごしま材 (B)	認証かごしま材 (C)	計 (D=B+C)
	m^3	m^3	m^3	m^3
※第3号様式（木材使用実績計算書）の数値を記載してください。				
補助金申請額		かごしま材	認証かごしま材	金額
	基本額 ($10m^3$ 使用)	<input type="checkbox"/> 200,000円 ($10m^3$)	<input type="checkbox"/> 240,000円 ($10m^3$)	① 円 ($10m^3$)
	加算額 ($10m^3$ を超え $20m^3$ 以下の部分)	<input type="checkbox"/> $m^3 \times 10,000$ 円 = 円	<input type="checkbox"/> $m^3 \times 14,000$ 円 = 円	② 円 ($0m^3 \leq 10m^3$)
	補助金額 (①+②)			③ 円 ($0m^3 \leq 20m^3$)
	※上限額	かごしま材を使用した場合：300,000円 認証かごしま材を使用した場合：380,000円		

木材使用実績計算書

申請者 (緑の工務店)	会社名	
	代表者名	
	担当者	

<計算結果総括表>

区分		構造材	その他材	計
木材使用量 (D + E)	A	m ³	m ³	m ³
かごしま材使用量	B	m ³	m ³	m ³
認証かごしま材の使用量	C	m ³	m ³	m ³
計 (B + C)	D	m ³	m ³	m ³
その他材 (県外, 外材等) の使用量	E	m ³	m ³	m ³

<注意事項> 使用量は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

<かごしま木の家のかごしま材使用量>

かごしま材の使用量が10m ³ 以上	$D \geq 10m^3$	m ³
-------------------------------	----------------	----------------

木材使用実績計算書

納入業者		住所											
		会社名											
		代表者名											
		合法木材認定番号		鹿林材連認定第 号			鹿森合認 号			鹿県素連認定第 号			
構造材		土台、大引き、柱、間柱、梁、桁、束、母屋、垂木、根太、筋交い、棟木、胴差し											
NO	使用部位名	樹種	長さ(m)	断面寸法(mm)		木材使用量(A)		(A)のうちかごしま材使用量(B)		(A)のうち認証かごしま材使用量(C)		仕入先製材所名	
				短辺×長辺	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)	本数	材積(m³)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
計						A		B		C			

<注意事項> 各材積は、小数点以下第4位切り捨て、小数点以下第3位とすること。
材積の計は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

木材使用実績計算書

納入業者		住所											
		会社名											
		代表者名											
		合法木材 認定番号	鹿林材連認定第 号			鹿森合認 号			鹿県素連認定第 号				
その他材													
NO	使用 部位名	樹種	長さ (m)	断面寸法 (mm)		木材使用量 (A)		(A)のうち かごしま材 使用量		(A)のうち 認証かごしま材 使用量		仕入先 製材所名	
				短辺×長辺	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)	本数	材積(m ³)			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
計						A	B		C				

<注意事項> 各材積は、小数点以下第4位切り捨て、小数点以下第3位とすること。
材積の計は、小数点以下を切り捨てた値とすること。

棟上時の現地写真

撮影日	

完成時の現地写真

撮影日	

第5号様式（第8条関係）

木推協第 号
年 月 日

殿

鹿児島県木造住宅推進協議会
会長 印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった「かごしま木の家」緊急支援事業補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定による交付額は、交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

年 月 日

鹿児島県木造住宅推進協議会 会長 殿

申請者 住所 〒 _____

会社名

代表者名

(電話番号)

印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 木推協第 _____ 号の交付決定（確定）通知書に基づく
令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等
交付規則第16条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

【振込口座】

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫							
支店名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所							
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座								
口座名義 (カタカナ)									
口座番号 (左 詰)	<table border="1"><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table>								

※ゆうちょ銀行の振込用口座番号は、通帳の記号・番号と異なりますので御注意ください。

※通帳の見開き部分の写し（金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号部分）を添付してください。

第7号様式（第11条関係）

木推協第 号
年 月 日

殿

鹿児島県木造住宅推進協議会
会長 印

令和2年度「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定及び確定した「かごしま木の家」緊急支援事業補助金については、下記のとおり交付決定及び交付確定を取り消したので、「かごしま木の家」緊急支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 事業名
- 2 取り消した補助金交付決定及び確定額
円
- 3 取り消した理由